

受験生の皆さんへ

学校保健安全法で出席停止が定められている感染症にかかった場合の対応

学校保健安全法で出席停止が定められている感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス・はしか等)にかかり、治癒していない場合、その感染症が他の受験生や監督者に拡がるおそれがありますので、入学試験の受験をご遠慮願います。

学校保健安全法で出席停止が定められている感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス・はしか等)にかかり、治癒していないために本学入学試験を欠席する場合は、医師の診断書(学校保健安全法で出席停止が定められている感染症が記載され、欠席した試験日が加療期間に含まれているもの)を提出することによって、当該試験以降に実施される入試に受験料を移行することや、当該試験に係る受験料の返還ができます。受験料の移行・返還を希望する方は、受験日の17:00までに、本学入試広報課(感染症相談窓口 TEL0575-24-2213)まで連絡し、指示に従ってください。

注:本学試験を課さないもの(大学入学共通テスト利用入試)は、受験料返還の対象となりません。

2020年9月1日

中部学院大学・中部学院大学短期大学部